

○国立大学法人東京農工大学科学研究費補助金への応募資格に関する要項

(平成 25 年 9 月 1 日(学長裁定))

改正 平成 26 年 4 月 1 日 平成 28 年 10 月 1 日

平成 30 年 10 月 25 日 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)において、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。ただし、「特別研究員奨励費」及び「奨励研究」を除く。)の応募資格に関し、必要な事項を定める。

(応募資格)

第 2 条 本学において科研費に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当し、別表の科研費応募可能職名一覧に掲げる者とする。

- (1) 本学の研究活動を行うことを職務に含む者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること。
- (2) 本学の研究活動に実際に従事している者であること。
- (3) 大学院生等の学生でないこと。(ただし、本学の教員である者を除く。)

(応募に当たっての要件)

第 3 条 前条の規定により、本学において科研費に応募しようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。ただし、特段の事情がある場合において、部局長がこれを適当と認めるときには、この限りでない。

- (1) 当該研究計画遂行上、研究代表者又は研究分担者としての責任を果たすことができること。
 - (2) 当該研究計画を遂行するための環境(研究場所)を本学内に確保することについて、窓口教員及び学科長等により認められていること。
 - (3) 科研費で購入した備品等を管理する場所を本学内に確保することについて、窓口教員及び学科長等により認められていること
 - (4) 当該研究活動を、本学の活動として行うこと。
 - (5) 本学と雇用関係のない者が、科研費を使用して研究活動を行う場合には、本学の定める規則等を遵守すること。
 - (6) 当該研究活動の期間中、傷害保険等、必要な保険に加入すること。(労働者災害補償保険法等による災害補償(以下「労災補償」という。)を受けることができる者を除く。ただし、本務において労災補償を受けることができる者であっても、本務外の研究活動においては労災補償を受けることができない。)
- 2 科研費への応募を認められた者は、本学の科研費登録者名簿に登録する。

(雑則)

第4条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月1日)

この要項は、平成28年10月1日から施行する。ただし、別表に「学長」及び「理事」を追加する改正規定は平成25年9月1日から適用する。

附 則(平成30年10月25日)

この要項は、平成30年10月25日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

科研費応募可能職名表

職 名	備 考
学長	
理事	
教育職員 (外国人語学教員を含む。)	ただし、応募を予定している研究期間が定年退職までの在職期間を越える者については、学科長等が認めた者
工学府産業技術専攻実務家教員	希望者で専攻長が認めた者
技術職員(教務職員を含む。)	希望者で学科長等が認めた者
名誉教授	希望者で部局長が認めた者
客員教授、客員准教授	希望者で学科長等が認めた者
シニアプロフェッサー	希望者で学科長等が認めた者
インストラクター	希望者で学科長等が認めた者
非常勤研究員	希望者で窓口教員が認めた者
産学官連携研究員	希望者で窓口教員が認めた者
寄附講座教員	希望者で学科長等が認めた者
特別研究員	希望者で学科長等が認めた者
特任教授	希望者で学科長等が認めた者

特任准教授	希望者で学科長等が認めた者
特任講師	希望者で学科長等が認めた者
特任助教	希望者で学科長等が認めた者
特任助手	希望者で学科長等が認めた者
特別研究助教	希望者で学科長等が認めた者
技術補佐員	希望者で学科長等が認めた者
再雇用職員（技術職員として活動していた者に限る。）	希望者で学科長等が認めた者
JSPS 特別研究員—SPD、PD、RPD・海外特別研究員採用中の者（DCを除く。）	希望者で窓口教員が認めた者
ナショナルプロジェクト研究員	希望者で部局長等が認めた者

※ 非常勤講師及び学校医は、原則不可のため、研究支援課に相談すること。